

# 鯖江市農業委員会 第 9 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 2 9 日 ( 月 )  
午後 1 時 3 0 分 開 会  
午後 4 時 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 全員協議会室
- 3 議 事  
(1) 議案第 3 6 号 農地法第 3 条の許可申請審議について  
(2) 議案第 3 7 号 農地法第 4 条の許可申請審議について  
(3) 議案第 3 8 号 農地法第 5 条の許可申請審議について  
(4) 議案第 3 9 号 地域計画変更 (案) の意見審議について
- 4 報 告 事 項  
(1) 報告第 2 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2) 報告第 3 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  
(3) 報告第 3 1 号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福 島 会 長  
6 署 名 委 員 2 番 水 嶋 和 夫 委 員  
3 番 笠 嶋 伊 三 男 委 員  
7 事 務 局 松 田 事 務 局 長、中 尾 事 務 局 次 長  
真 柄 書 記、山 本 書 記、堂 満 書 記

午後 1 時 3 0 分 開 会

- 事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
- 事務局 | (欠席委員の報告)
- 事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。

引き続き、議事進行を、よろしく願いいたします。

福島会長  
※以下議長

## 議長就任挨拶

議長

ただいまから9月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

## 異議なし

議長

では、2番 水嶋和夫委員と、3番 笠嶋伊三男委員にお願いします。

次に、各部会から9月部会の報告を願います。

まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いいたします。

6番  
前田委員

9月の農政部会の報告をいたします。

9月24日、水曜日、わたしほか7名が出席して、農政部会を開催しました。

協議事項としまして、議案第39号 地域計画変更(案)の意見審議について、協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いいたします。

17番  
岡井委員

9月の農地調整部会の報告をいたします。

9月25日 木曜日、わたしほか7名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前8時45分から堀内委員と北川委員の2名により、3条、4条の申請案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

また、4条の番号1案件については、部会員全員で現地調査を実施し、その後部会にて、申請人に直接質疑応答を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第36号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

(議案第36号について説明)

委員

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番  
岡井委員

議案第36号 農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第36号 農地法第3条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

## 挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第36号 農地法第3条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。

議長

次に、「議案第37号 農地法第4条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局

(議案第37号について説明)

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番

岡井委員

(議案第37号について部会の報告)

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

7番

鷺田委員

申請2番について、農家組合長の押印がないということだが、地元の農家組合長は了承しているということである。よろしいか。今後、押印は不要とする考えもあるのではないか。

事務局

代理人を通じて、説明をし、了承を得ているとうかがっている。

事務局として、集落内で事前調整することは望ましいと考えており、この押印については継続していきたいと考えている。今後、委員の皆様と印鑑の有無については検討していきたい。

議長

また申請1番について、一時転用の更新期間についても審議したいと思います。農地調整部会では、申請者が

来年度よりサカキに絞って栽培をしたいという意向もあることから、引き続き1年間の許可で経過を見守るべきとの意見がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

10番  
山岸委員

●●氏のご年齢は。

事務局

●●歳である。●●歳の息子がおり、息子にも事業を継承していく予定と伺っている。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので採決に入ります。1年間の許可期間が相当という方は挙手を願います。3年間の許可期間が相当という方は挙手を願います。

委員一同

挙手

議長

賛成多数のため、許可期間は1年間ということで可決決定されました。

議長

他にご意見ございませんか。無いようですので「議案第37号 農地法第4条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

賛成多数と認め、「議案第37号 農地法第4条の許可申請審議について」は、原案のとおり可決決定されました。なお、番号1番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長

次に、「議案第38号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第38号について説明)

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番  
岡井委員 (議案第38号について部会の報告)

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第38号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、「議案第38号 農地法第5条の許可申請審議について」は、原案のとおり可決決定されました。

次に「議案第39号、地域計画変更(案)の意見審議について」事務局から説明を願います。

事務局 (議案第39号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6番  
前田委員 (議案第39号について部会の報告)

議長 ただいま、事務局からの説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

11番

河野委員	農振除外の手続きは必要ないのか。
事務局	軽微な変更で農業用施設の用途に変更し、公告完了しているため、手続きの必要はありません。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので「議案第39号 地域計画変更（案）の意見審議について」は、事務局の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、「議案第39号 地域計画変更（案）の意見審議について」は、原案のとおり可決決定されました。
議長	次に、報告事項について事務局から説明を願います。
事務局	（報告第29～31号について説明）
議長	次に、その他について事務局から説明を願います。
事務局	（その他について説明）
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので「令和8年度農業施策の拡充に関する要望書については、（今回いただいた意見を反映したものを）来月議案とさせていただきますので、よろしく願います。
議長	最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。
事務局	（連絡事項）

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後 4 時 0 分閉会